

# くらしのインフォメーション



編集・発行 ●福岡市消費生活センター 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいれふ7階)

TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765

http://www.city.fukuoka.lg.jp/ から「消費生活・各種相談」をクリック!

## クーリング・オフを

### 過信しないで

正しい知識をもちましよう

クーリング・オフとは、特定の契約について消費者保護の目的から、一定の期間内であれば、無条件で契約を解除することができる制度です。

これは「契約は守らなければならない」とする「契約の原則」の例外であり、クーリング・オフができる取引は、法律や約款などに定めがある場合に限りです。

事前に内容をよく確認して契約しましょう。

## 重要

- ★店舗で購入した場合は、クーリング・オフの対象にはなりません!
- ★三千円未満の現金取引にはクーリング・オフは適用されません。
- ★通信販売では、事業者が返品可否や返品期限などに関する特約を設けている場合はそれに従うこととなります。特約がない場合は、商品を受け取った日を入れて8日以内であれば返品できます。(返品の送料は購入者の負担。)

### クーリング・オフが適用される主な契約と期間

〔特定商取引法による〕

◆訪問販売 (自宅や喫茶店など店舗以外の場所での原則全ての商品・サービス・チケット等の契約。キャッチセールス・催眠商法などを含む)	8日間
◆電話勧誘販売	8日間
◆特定継続的役務提供 (5万円を超えるエステティックサービス・語学教室・家庭教師等のサービスを一定期間継続する契約)	8日間
◆訪問購入 (店舗以外の場所で事業者が消費者から買い取る契約。家具・家電製品・書籍など一部商品を除く)	8日間
◆連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
◆業務提供誘引販売取引 (仕事を提供するのに必要であるとして商品等を買わせる契約。内職商法など)	20日間
〔その他のクーリング・オフ制度のある契約〕	
◆生命・損害保険契約 (店舗外で契約した契約期間1年を超える生命保険・損害保険契約)	8日間
◆冠婚葬祭互助会契約 (冠婚葬祭互助会の入会契約・店舗での契約を含む)	8日間
◆有料老人ホーム入居契約	3カ月

※期間は契約書面を受け取った日を含めての日数です。

### クーリング・オフのチェックポイント



- ① 営業のための契約ではない(消費者保護の制度なので、購入者が営業のために契約したときは適用されません。)
- ② 契約した場所はどこですか?(キャッチセールス等で販売目的を告げずに連れて行かれた場合は店舗や営業所での契約もクーリング・オフできます。)
- ③ 総額いくらで購入しましたか?(3千円未満の現金取引は対象外です。)
- ④ 書面交付日を含んで、クーリング・オフできる期間ですか?
- ⑤ 購入した商品、サービスは何ですか?(適用除外の商品・サービスがあります。)

クーリング・オフが適用されない事例

事例1

家具店に行き、食卓とタンスを購入。配達は3日後となった。帰宅後、タンスは自宅にあるものがまだ使えると思い直し、タンスの購入はキャンセルしたいと伝えると、キャンセル料が2割かかると言われた。

やっぱり必要ないです



簡単に返品できません!



自ら出向いた店舗で購入した場合、クーリング・オフは適用されません。解約に応じるかどうかは店舗の裁量に委ねられているため、解約料なしの解約に応じてもらうか、同等金額の他の商品を購入する等交渉することになります。

事例2

通信販売でマッサージチェアを購入したが、たき機能が強く痛いので、メーカーに問い合わせたところ調整はできないと言われた。クーリング・オフしたい。

通信販売における返品対応については、商品に問題がない場合は特約に記載がある通りになります。そのため、メーカーが見て機能に問題がないと判断すれば返品は難しいです。



事例3

携帯電話の機種変更でショップに出向いた際、小学生の子どもにキッズ携帯を勧められて、機種変更とキッズ携帯の新規購入を自分名義で契約した。しかし、学校は携帯電話の持込禁止なので、子どもに携帯電話は不要と思い直した。キッズ携帯は未開封なので、未成年者契約の取消がクーリング・オフできないか。

親御さんが契約当事者なので、未成年者契約の取消はできません。また、携帯電話やプロバイダ契約など電気通信サービスに係る契約はクーリング・オフ制度の対象外です。



クーリング・オフの手続方法

- 1 クーリング・オフの手続きは、必ず書面で通知します。
- 2 はがきで出す場合は両面のコピーをとり「特定記録郵便」などの記録の残る方法で送付しましょう。

★クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社にも同時に通知します。

(記載例…はがき(裏))

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日  
商品名  
契約金額  
販売会社・担当者

支払った代金〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

日付・住所・氏名

★クーリング・オフの通知は自分で書くことができます。書き方や手続方法がわからないときは、消費生活センターへご相談ください。

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談専用電話 092-781-0999

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

相談無料 秘密厳守

受付時間 月曜日～金曜日(祝日は除く)…… 9時から17時  
第2・4土曜日 …………… 10時から16時(電話相談のみ)

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索



※相談は、福岡市内に在住または在勤・在学の個人の消費者の方に限ります。